

受託研究に係る一般管理費の取扱要項

平成16年4月1日
分子研所長裁定

(目的)

第1 この要項は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構受託研究取扱規程（平成16年自機規程第21号）第9条第2項の規定に基づき、分子科学研究所における一般管理費の取扱いについて定めることを目的とする。

(一般管理費)

第2 国の機関等からの受託研究で一般管理費が計上されている事業の一般管理費は、直接経費の10%に相当する額とする。

(見直し)

第3 第2に規定する一般管理費の率は、実情に応じて見直すものとする。

附 則

この要項は平成16年4月1日から実施する。